

FOR TOMORROW

しゅば法人

申告納税は



〈金王八幡例大祭・高張提灯 写真提供 Studio Cue：吉松文男氏〉

—平成30年度年末調整説明会の案内— —会員増強月間始まる／創立70周年記念式典開催—

2018.10・11
No. **555**
平成30年

会員増強月間始まる／創立70周年記念式典の開催	3
平成30年度年末調整説明会のご案内	4
消費税軽減税率実施について	5
事業ア・ラ・カルト	8
都税コーナー	14

法人会掲示板 10・11月

一般会員参加可能行事

地域行事

10月・11月・(12月)実施する主な事業

- 10月2日 渋谷駅前清掃 (青年部会)
- 10月2日 源泉研究部会研修会
- 10月4日 ブロック税務講習会(第11ブロック)
- 10月5日 経理実務講座 <第5日>
- 10月7日 千駄ヶ谷まつり (第10ブロック)
- 10月11日 法人会全国大会・税制改正要望全国大会 (鳥取大会)
- 10月11日 ブロック税務講習会(第2ブロック)
- 10月12日 経理実務講座 <第6日>
- 10月15日 見学研修会(青年部会・女性部会合同)
- 10月16日 ブロック税務講習会(第4ブロック)
- 10月16日 特養ホーム慰問【けやきの苑西原】
- 10月17日 ブロック税務講習会(第8ブロック)
- 10月19日 ゲーム感覚で学ぶ「利益管理」と「資金管理」
- 10月20日 はあとびあ祭り (第11ブロック)
- 10月22日 ブロック税務講習会(第1ブロック)
- 10月23日 ブロック税務講習会(第3ブロック)
- 10月24日 ブロック税務講習会(第7ブロック)
- 10月25日 ブロック税務講習会(第10ブロック)
- 10月29日 源泉研究部会年末調整説明会
- 10月29日 副都心線サミット (女性部会)
- 10月30日 ブロック税務講習会(第5ブロック)
- 10月30日 消費税軽減税率制度説明会
- 10月31日 ブロック税務講習会(第9ブロック)
- 11月3日 くみんの広場
- 11月4日 くみんの広場
- 11月6日 ブロック税務講習会(第6ブロック)
- 11月6日 渋谷駅前清掃 (青年部会)

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

- 日時 平成30年10月25日(木)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 平成30年11月21日(水)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 平成30年11月22日(木)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

- 11月7日 平成30年度年末調整説明会
- 11月7日 特養ホーム慰問【あやめの苑代々木】
- 11月8日 平成30年度年末調整説明会
- 11月8日 特養ホーム慰問【美竹の丘渋谷】
- 11月11日 エンジェルズセミナー (介護)
- 11月15日 渋谷税務署長納税表彰式
- 11月19日 第40回経営税務学校
- 11月26日 地方税セミナー
- 11月28日 消費税軽減税率説明会
- 12月1日 フェスタ原宿 (第11ブロック)
- 12月4日 渋谷駅前清掃 (青年部会)
- 12月4日 救急救命講習会 (青年部会)
- 12月5日 税の作品合同表彰式 (女性部会)
- 12月6日 広報委員会
- 12月9日 会員観劇会【新橋演舞場】
- 12月13日 消費税軽減税率説明会
- 12月19日 理事会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

業務用米専門店 創業100年 有限会社 藤木商店

代表取締役 藤木伸欣
東京都渋谷区道玄坂1-5-5



本社 〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂1-5-5
藤木ビル6F

本店 〒154-0005
東京都世田谷区三宿2-19-14
電話 (03) 3424-6777
FAX (03) 3424-5518

10月・11月・12月は 法人会の会員増強月間

— 増強目標は250社です達成にご協力下さい —

今年も法人会では、10月、11月、12月の3ヶ月間、例年通り会員増強月間を実施いたします。増強目標は250社と定め、各ブロック役員、また会員の皆様のご協力をお願いすることといたしました。

法人会は、「健全な経営、正しい納税、地域社会に貢献」の理念のもと活動しています。

法人会に入会しますと、法人会が開催いたします諸事業に無料、または非常に安い料金で参加可能です。決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加でき、地域での情報も得ることができます。法人会は、様々な業種の経営者の団体です。多くの方々と親交を深められ、人脈が広がり事業のプラスになります。

☆同封の新入会員紹介キャンペーンのチラシをご活用いただき、是非ご紹介下さい。

創立70周年記念式典並びに 新年賀詞交歓会のご案内

日 時 ● 平成30年1月18日(金) 午後4時開会

第1部 記念式典 午後4時～5時

第2部 祝賀会 午後5時30分～7時

場 所 ● セルリアンタワー東急ホテル B2F ボールルーム

会 費 ● 1名に付 10,000円

※詳細は、同封のチラシをご確認下さい。

次号No.556 12月号にもご案内チラシを封入いたします。

12月号は11月末に発行予定です。

渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ

～平成30年分 年末調整等説明会の開催～

税務行政につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「**年末調整のしかた**」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場願います。

（「年末調整のしかた」などの書類につきましては、10月下旬に発送を予定しております。）

開催日	用紙配布	説明会	対象地域※1	会場
11月7日(水)	9:20～9:50	10:00～12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷区文化総合 センター大和田 4階 さくらホール
	13:20～13:50	14:00～16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月8日(木)	9:20～9:50	10:00～12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	渋谷区桜丘町23-21
	13:20～13:50	14:00～16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿楽町、代官山町、東、広尾	

（下の地図をご覧ください。）

※1 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【問い合わせ先】

○説明会、源泉所得税関係について

渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181 内線 5034

○用紙請求、法定調書関係について

渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181 内線 2042

○給与支払報告書及び住民税特別徴収について※2

渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726・1738・1743（直通）

※2 渋谷区役所は、平成31年1月より新庁舎（渋谷区宇田川町1番1号）に移転します。

自動音声案内にしたがって、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

【説明会場案内図】

※昨年と同じ会場で開催します。



渋谷区文化総合センター大和田

4階 さくらホール

渋谷区桜丘町23-21

アクセス

- ・渋谷駅より徒歩5分
- ・大和田シャトル 直行バス
(ハチ公口 - 大和田)
- ・ハチ公バス コミュニティバス
(夕やけこやけルート)

◎説明会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



〈平成30年7月〉国税庁

e-Taxを利用しよう

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	8% 43,200
			② ① ③ ④	

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事㈱

11月分 131,200円（税込）

平成XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 産	5,400円
11/1	牛肉 産	10,800円
11/2	お弁当 産	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「>その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



都税事務所だより

大法人の電子申告が義務化されます

平成30年度税制改正により、大法人が提出する平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■対象税目

法人事業税及び法人住民税

■対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1）事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2）相互会社、投資法人及び特定目的会社

■適用開始事業年度

平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度

■対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

- 大法人の電子申告義務化については、[東京都主税局ホームページ](http://www.tax.metro.tokyo.jp/)（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）・[eLTAXホームページ](http://www.eltax.jp/)（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。

詳細については、[e-Taxホームページ](http://www.e-tax.nta.go.jp/)（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

☆☆☆ 11月は、『eLTAX全国一斉広報月間』です ☆☆☆

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格から1,300万円（価格が1,300万円未満である場合はその額）が控除されます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ①平成32年3月31日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

【税額の算出方法】

$$\text{住宅の価格}^* - 1,300\text{万円} = \text{課税標準額} \quad \text{課税標準額} \times \frac{3}{100} (\text{税率}) = \text{税額}$$

*住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会 事業 アラカルト

法人会福利厚生制度役員連絡協議会を開催

去る7月13日(金)原宿東郷記念館において、午後3時から会員の福利厚生に資する制度を推進する、大同生命保険(株)、AIG損害保険(株)、Aflacと正副会長、常任理事、理事、監事、厚生委員、組織委員との法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。

この会議は会員のみが加入でき、保険料を経費として計上できるなど、有利な経営者向けの保険の進捗状況を法人会役員に説明し、理解と協力を得る為のもので、まず大同生命保険(株)渋谷支社安田支社長の挨拶に続き、大同生命の松原課長、AIG損害保険(株)田島ソリシター、Aflac東京第一支社東内支社長より、それぞれ説明があった。

続いて、町田市介護人材開発センター理事で社会福祉士の沼田祐樹氏より、『もしものときにも困らない! 知っておきたい介護の基礎知識』と題した講演を聴講した。

その後それぞれの推進員の紹介があり、制度推進のご協力があった。



大同生命松原課長



AIG田島ソリシター



Aflac東内支社長



講師：沼田祐樹氏



協議会

第47回夏期ゼミナールを開催

今年は例年より半月ほど早い、7月18日(水)19日(木)に恒例の夏期ゼミナールを箱根湯本温泉、ホテル南風荘に於いて開催した。

開会は午後2時30分、柳田会長の挨拶の後、税理士の金森勝(かなもりまさる)氏より『知って得する「税務調査の実情」』と題して講演いただき、続いて戯作者、風刺コント作家の松崎菊也(まつざききくや)氏より、『ニュースの伝えない権力の裏側を笑う』と題し



柳田会長挨拶



第1講座講師：金森勝氏



第2講座講師：松崎菊也氏

て講演をいただいた。

第1講座では、昭和30年代と近年の税務調査事情の違い、調査の種類、税務調査の流れ、過去の脱税の手口等について、元税務職員の経験を交えて講演された。

第2講座では、非常に柔らかい語り口で、虚実を巧みに織り交ぜて、過去の政治家の特徴を捉えて、本当にそのまま語ったのではないかと思えるエピソードで、楽しませていただいた。

午後6時から懇親会に入り会長挨拶、第1部講師の金森税理士の乾杯に始まり、歌に会話に大変盛り上がった。午後8時八木原副会長の締めで宴会を終了。翌朝、朝食後解散した。

出席者 66名



夏期ゼミナール



懇親会



カラオケ大会

第13回チャリティゴルフコンペを開催

<厚生委員会>

今回の厚生委員会主催による第13回チャリティゴルフコンペは、夏期ゼミナールの翌日の7月19日(木)、箱根湖畔ゴルフコースで開催した。



成績発表

真夏の暑い中の開催の為か、参加者も35名だった。優勝は、(株)スカイウォーカーの光富正邦氏。

参加者から

電子納税、電子申告を活用しよう

のチャリティ募金は35,000円で、新居厚生委員長から渋谷区社会福祉事業団に寄贈いたします。

情報セキュリティセミナーを開催

去る7月20日(金)午後3時より渋谷法人会館に於いて、昨今被害の増えている、サイバー攻撃等について、情報セキュリティセミナーを開催した。

まず、第1章として「最新サイバー攻撃事例と必要なセキュリティ対策」として、トレンドマイクロ社の柳琪氏から説明を受けた。

続いて第2章として「サイバー攻撃から会社を守る情報セキュリティ対策のポイント」と題して、NTT東日本の黒瀬光庸氏より講習を受けた。

出席者は、30名



第1章講師：柳琪氏



第2章講師：黒瀬光庸氏



情報セキュリティセミナー

創立70周年記念式典実行委員会を開催

渋谷法人会はこの度創立70周年を迎えることになり、その式典開催の為に第1回実行委員会を8月7日(火)、渋谷法人会館において開催した。

今回の式典は、来年1月に前回と同じく新年賀詞交歓会と併せての開催となる。今回は、式典開催の概要を検討し、今後1・2回の実行委員会を経て内容を詰めていく。



花田第一統括挨拶



第1回式典実行委員会

会員増強合同会議を開催

渋谷法人会では、法人会事業の充実等を図るため、毎年会員増強月間(10・11・12月)を開催しており、今年も8月29日(水)原宿南国酒家において(正・副会長、常任理事・組織委員)会員増強合同会議を開催した。

当日は渋谷税務署より、水沼法人総括担当副署長、



水沼副署長挨拶



会員増強合同会議

花田法人第一統括官と坂口審理担当調査官にご出席いただき、雨宮組織委員長のもと、依然として厳しい経済環境の中、現状報告と今年度の会員増強月間の実施要領、退会防止策や増強目標数について検討をした。目標数については、9月3日(月)に再検討して、目標数は今年度も250社に決定した。そして最後に雨宮委員長より、是非役員の方お一人につき1社勧奨してほしいとのお願いがあった。



雨宮組織委員長挨拶



目標達成ブロック表彰

経理実務講座の開催(6回シリーズ)

今回初めての試みとして、「15時間でマスターする経理実務講座」を1回2時間半、9月7日を皮切りに10月12日まで毎週金曜日、6回シリーズで開催している。

1年間の業務スケジュールをイメージしながら、実例を通して学習していただくもので、経理実務未経験者で、日商簿記3級程度の知識を持っている方を対象にしている。出席者は、25名



講師：林 広隆氏



経理実務講座

今年度第2回理事会を開催

去る9月10日(月)午後4時から原宿東郷記念館において、今年度第2回理事会を開催した。

最初に柳田会長の挨拶に続き、7月に赴任された渋谷税務署 三木署長にまずご挨拶をいただき、続いて水沼副署長、熊倉副署長、花田第一統括官、坂口審理担当調査官に自己紹介とご挨拶をいただき、議案審議に入った。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

審議は新会員の承認、講師料の検討、会員増強合同会議や社会貢献事業の経過報告をし、創立70周年記念式典、税を考える週間行事等の、今後の事業計画の承認を得た。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。

出席者は、署から三木署長、水沼副署長、熊倉副署長、花田第一統括官、坂口審理担当調査官、法人会は、柳田会長他45名。



第2回理事会



三木署長



水沼副署長



熊倉副署長

ブロックだより

第20回初台地区ふれあいまつり

第8ブロック(光山ブロック長)

第9ブロック(野口ブロック長)

去る7月22日(日)初台地区の初台まつりに、昨年に引き続き、第8ブロックと第9ブロックで合同参加し、事務局からも2名参加した。また今年も就業体験の代々木中学校の生徒3名と引率の先生1名がその受付を担当した。

渋谷税務署監修の恒例の“税金クイズ”に酷暑の中来ていただいた、大人の方はもちろん、主に夏休みに入



初台ふれあいまつり

ったばかりの子供たちが挑戦、一所懸命に考え、その後もらった景品に喜んでいた。

恵比寿盆踊り大会に参加

第2ブロック(並木ブロック長)

去る7月27日(金)28日(土)と恵比寿盆踊り大会が開催され、第1日目の27日に第2ブロックの役員の方々と事務局1名、大同生命2名が参加した。

今年も猛暑の中、“税金クイズ”に挑戦してもらい、解答していただいた方にはカップメン、お菓子そして子供にはおもちゃも提供し、法人会をアピールした。



恵比寿盆踊り

笹塚サマーフェスティバルに参加

第7ブロック(飯島ブロック長)

笹塚駅前で毎年7月下旬に金・土の2日間開催している笹塚サマーフェスティバルの1日目の7月27日(金)に今年も参加した。

ことしも猛暑の中のフェスティバルとなったが、恒



笹塚サマーフェスティバル

例の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、解答者にお菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。

ちゃんこ鍋の会に参加

第1ブロック(大塚ブロック長)

8月26日(日)渋谷法人会第1ブロックの中で東地区の水川神社で毎年開催されている“ちゃんこ鍋の会”に昨年に引き続き参加した。

このちゃんこ鍋の会では奉納相撲も行っており、木瀬部屋の力士が来て子供たちや地域の方と相撲をとったりする。

法人会から花小鉢、その場で作ったポップコーン、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



税金クイズ



奉納相撲

メールアドレスを登録しよう

「よい意志・よい言動・よい行動」で活路を見出す

●「よき意志」を待たざる人は自滅する

「さもしい」という言葉があります。インターネットで調べてみたら、「托鉢の沙門のみすぼらしい様子を言った『さもんしい』が変化した言葉」と説明されていました。「沙門」とはサンスクリット語の sramana で「僧侶」の意味、とあります。また、別の説明では「『様悪し(さまあし)』から転化した言葉」ともあります。

いずれにしても「心根が貧しい」「品性下劣」「見苦しい」という意味です。

「バレなければいいだろう」とか、「誰も見ていないから」といって軽い気持ちで不正を働いたり「みんながやっていることだから」「このくらいは大目に見てもらえるだろう」と高をくくって良心に反することを行ったりすると、まさに「天網恢恢疎にして漏らさず」、つまり「天の張る網は、広くて一見目が粗いようであるが、悪人を網の目から漏らすことはない。悪事を行えば必ず捕えられ、天罰をこうむるということ」(『デジタル大辞泉』)で、自分が忘れてしまったころになって不思議と露見し「さもしい」姿をさらすことになります。

某都知事が公私混同疑惑を追及され、辞任に追い込まれました。都民の暮らしをよくする前に、自分の暮らしをよくしようというのですから、さもしいと言ひようがありません。要するに彼には、自分の利益が一番で「国民、都民のためになろう」という「よき意志」が欠如していたと言ひようがありません。

「よき意志」をもてば活路が見つかり、持たざる人は自滅するのがこの世の習いなのです。

「言葉」も重要です。「言霊」と言って「口に出した言葉」には霊力があり「よき言動」はよい結果をもたらし、恨み、妬み、嫉みなどの「さもしい言動」は身の不幸を招くといわれます。それは「言葉」が潜在意識に働きかけるからで、「よき言動」は自分をよい方向に導き、「悪しき言動」は、身の破滅を招きかねません。

ところで今、大変に気になっている言葉があります。それは「やばい」です。テレビのバラエティー番組などを見ていると「やばい」のオンパレードで、例えば「この料理、めっちゃやばい」などといった使われ方がされています。

「とてもおいしい」という意味で使っているのですが、本来は盗人、テキヤなどが使っていた隠語で「身に危険が迫っている」「あぶない」「何か悪いことがあります」という意味ですから、その料理を作った人は「やばい」をほめ言葉とは決して受け取らず、嫌な気持ちにするはずで

す。「マジ?」「そーすか」「やばい」で会話が成り立つ若者たちを見ていると「なんとさもしいことよ」と思われてなりません。

●「プラス思考」で生きるには

話は飛びますが、平安時代、天台宗を開祖した最澄は「一隅を照らす。これすなわち国宝なり」と言ったそうです。世の中で自分の役割をしっかりと果たすことができる人が国の宝である、と言っているのです。

一人一人がそれぞれの持ち場で自分の能力を最大限に発揮すれば、それは周囲を明るく照らすことになります。そうした一つ一つの灯りが多くなれば、国全体が明るくなるのです。

この「微力でも、誰かの役に立とう」とすることが「よき行動」で、「よき意志」「よき言動」があれば、おのずと、この「よき行動」ができるようになるでしょう。

「よこしまな考え」をすると、言葉遣いがぞんざいになり、口から出る言葉は「だめ」「できない」「無理だ」と言った「否定語」ばかりになります。これではマイナス思考となり、自分の思い通りの人生は送れません。

「よい意志・よい言動・よい行動」によってプラス思考で生きれば今、どんなに苦しくても活路がみえてくるはずで

健康よもやま話

松原 英多 (医学博士)

アルツハイマー病と体温

最近の研究で、アルツハイマー病と体温の関係が注目されている。加齢と低体温が結び付くと、アルツハイマー病の発症率がより高くなるというのだ。事実、アルツハイマー病の患者さんには、低体温者が非常に多いとも報告されている。

今回は、低体温がもたらすものを調べてみる。

まず、体温について考えてみよう。多くの人は37度以上は病的発熱と認識し、37度以下は「平熱」だと胸をなで下ろす。とんでもない。この「37度以下」の中に低体温があり、多くの疾患を生み出す恐ろしい数字なのである。

われわれの体内では、無数の化学反応が起きている。この化学反応があるからこそ、食べ物の消化吸収が可能となり、エネルギーを得られる。そして「新しきを取り入れ古きを捨てる」新陳代謝が進み、生体は生きる力を得る。分かりやすく言えば、新陳代謝が盛んなほど健康で、多くの病気を予防できるというわけである。

これほど重要な化学反応を、スムーズに行うカギは酵素である。酵素は化学反応を促進させる。そして、酵素の働きは体温とも深い関係がある。体温が40度近くのとくに、酵素の働きが最もよくなることが知られている。逆に体温が下がると、その働きは数倍も低下する。

ご存じのように、風邪のような感染症にかかると体温が上昇する。かつてはこの高体温を、細菌毒が生み出した結果と考えていた。しかし、これは間違いだ。感染症を退治するには、生理活性物質を生み出す化学反応を増加する必要がある。そのために脳が体温を高めに設定し、酵素が働きやすいようにする。そして、感染症に打ち勝つ生理活性物質の大量生産を促すのである。こうして生体は、体温と酵素を利用して健康を保っている。

次に問題となるのは、細胞内の仕組みである。細胞内には遺伝子をはじめ、多くの活動メカニズムがあり、タンパク質の存在が大きく影響している。また、細胞内のタンパク質は損傷を受けやすいのも特徴的である。そして、細胞内のタンパク質の損傷の有無は、アルツハイマー病やがん、そのほかの多くの疾患の発生

と深く関係している。細胞は超小型で、損傷修復は非常に難しい。

だがここに、壊れたら直す生体防御機能の働きがある。生体防御機能の働きの一つとして「熱ショックタンパク質（ヒートショックプロテイン）」という変わったタンパク質が登場する。熱ショックタンパク質は細胞内の損傷の修復屋である。しかし、熱ショックタンパク質の登場にはある条件が必要だ。それは体温を上昇させることである。体温が低いと熱ショックタンパク質が生まれにくく、生まれてもうまく働かない。低体温だと酵素の働きが低下し、細胞内のタンパク質の損傷が生じやすくなり、おまけに修復屋である熱ショックタンパク質の登場も遅れがちになるのだ。

さあここまで分かれば、低体温予防策が重要となる。まず毎日の体温を測定してみよう。私たち医師が日常経験するところでは、毎日体温を測定している人は非常に少ない。しかも測定結果は高体温だけに向けられる。

毎日の体温が平均して36度以上ならOKだが、以下の場合には体温上昇の工夫が必要になる。具体的には、規則正しい三度の食事で熱源を補給する。といっても特別な食事は無用である。規則正しく、適量の食事を1日3回とれば十分。無用のダイエットは低体温につながりやすい。

第2に、軽い運動で熱生産器官を刺激する。運動すると体温が上昇して汗をかく。これが熱生産器官の刺激による体温上昇である。言い換えれば、体温上昇には軽く汗をかく程度の運動量が必要、ということである。

第3としては、直接的に熱ショックタンパク質を生産する低温長時間入浴を行う。低温浴とは40度以下の湯に20～30分入る入浴法である。

こうして体温が上昇すると、酵素の働きも盛んになり、損傷の修理屋の熱ショックタンパク質も登場して、アルツハイマー病やがん、そのほかの病気を遠ざけてくれる。低体温予防療法の効果はかなりのもので、最近大注目されている。明日といわず、今日からすぐに低体温を予防しよう。

e-Taxを体験してみよう！

平成30年7月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)ビーアールエートレーディング	土屋 文章	神山町1-11	6427-8010	輸出入販売業、不動産業等
4	(株)ハッピーデザイン	関茂 和之	円山町5-3	6805-1209	情報サービス
4	(株)CAREVE	石原 裕久	神泉町20-24	6455-2945	映像制作
7	レオン・ケイヴン(株)	釜付 一生	西原2-31-7	3460-3225	不動産賃貸業
10	(株)ア・ファクトリー	大木 慶一	千駄ヶ谷5-27-11	3225-5160	建設業
11	アクシス(株)	室井 利夫	神宮前2-34-27	5410-0071	卸売業
区外	合同会社 BLUE MOON	川村 泰雄	港区白金1-17-1	3441-8611	不動産管理等

平成30年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)クレアーレ	猪野 昌弘	恵比寿西2-8-5	6416-1345	ソフトウェア開発
4	(株)アド・キャブレター	須永 康弘	円山町13-16	5457-1141	広告制作業
4	(株)晟華	董 曉輝	南平台町16-28	4360-5065	ファッション雑貨DEMメーカー
4	(株)ランドランド	佐伯 光弘	桜丘町23-17		IT
6	(株)nanea	菅沼 和子	上原1-35-7	6407-1946	サービス業（整体サロン）
6	(株)キュージーエス	草垣 明	上原3-26-7-B1	6459-2877	建設業
8	LU2(株)	盧 美娜	本町3-22-3		卸小売
8	城西冷暖工業(株)	今吉 賢吾	本町5-26-4	3370-5777	管工事
11	東郷会	友國 八郎	神宮前1-5-3	3497-9973	東郷神社崇敬会
11	(株)一四一	木下 一洋	神宮前1-14-14-103		ゲームソフトウェア業
区外	(株)日章機械	小林 章彦	大田区蒲田4-46-5	3738-1181	卸売商

BANZENSHA PRINTING

株式会社 萬 全 社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-13-2
TEL : 03-3461-0144 / FAX : 03-3461-0128
e-mail : banzensha@peace.ocn.ne.jp

印刷業務

コンサルティング

クリエイティブ

デジタルテクノロジー



便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

法人事業税・都民税 地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告 等	電子申告 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	電子申告 償却資産申告
電子申請・届出 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出 等	電子申請・届出 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細 等	
電子納税 本税 延滞金 加算金 見込納付(確定申告分のみ)	電子納税 本税 延滞金 加算金	



●eLTAXのご利用時間●

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

●利用手続きについてのお問い合わせ●

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ> 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

【電子申告、電子申請・届出】 各税目担当班

【電子納税】 徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

エルタックス

検索



☆☆☆ 11月は、『eLTAX全国一斉広報月間』です ☆☆☆

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①平成32年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下）

振替納税を利用しよう

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分
(3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分)

減額される税額 当該住宅の固定資産税額(居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度)の2分の1が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年(1月1日新築の場合はその年)の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)



しづや法人No.554

季節のクロスワードパズル●解答

解答 アウトドア

テ	マ	パ	ー	ク	ソ
ン	ツ	リ	ライ	ウ	
ト	ナ	リ	ア	ブ	メ
カ	バ	ヤ	キ	ア	ン
タ	マ	ヤ	タイ		
イ	シ	オ	カ	ス	リ
ヨ	カ	ド	ツ	ト	ー
ウ	ミ	ドリ	ビ	ール	

●当選者

しづや法人No.554の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。当選者は、下記の方々です。

東新産業(株) 佐藤 進様
シンキングアバウト(株) 水野 博美様
(株)高木本社 宮川 幸一様
(有)国土プランニングデザイン 齊藤 寛子様
(株)小寺商店 小寺 達朗様

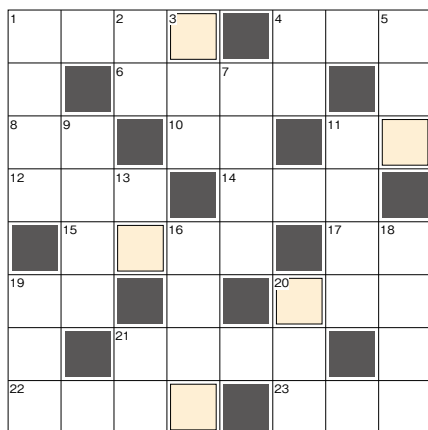
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

郵便はがき: 〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、平成30年10月31日(水)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 秋です。田んぼで収穫作業です
- 東京とロンドンは約9時間
- 牛若丸修行の地、〇〇〇山で山菜とり
- 人生だって、〇〇も実もあるものにした
いね
- 〇〇〇松茸、味しめじ
- 食欲の秋に、この修行は酷ですっ
- ゴボウとニンジンの甘辛炒め煮
- 具も入れて、洋風卵焼き
- 野球で、トンネルをしやすい球
- 収穫したてのお米です
- 調味。コレがまずいと素材が台なし
- モロヘイヤは、砂砂砂…の〇〇〇地帯原産
- 魚介などの乾燥品
- 「食べてもスリムね」「〇〇の大食いなの」

解答
欄

ヨコのカギ

- 2はニンジン。3はサンショ。1は?
- スースーするハーブの日本名
- レタスの仲間、ほぼ玉にならず濃い緑色
- 食えば、法隆寺の鐘ボーン
- ヨロズと読む漢数字
- 箱型容器。菓子〇〇。寿司〇〇
- むつ、ふじ、罪の果実
- 食べきれない果実は、トロ〜砂糖煮
- 荷物を包むのはフロシキ。具を包むロシア
のパンは?
- 血の滴る、お肉の焼き加減
- カレー用はちよい深め
- もこもこボディーで、牧草ムシャムシャ
- 山かけの山。子はムカゴ
- サクラのチップで燻しました
- 惚気と書く。「嫁さん、料理上手でさ、フフ」
など



コーヒー&レストラン

ブラックブラウン



〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-29-19 関口ビルB1F (3464)1616

優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



しぶや法人 第555号 / 平成30年10月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)